

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和6年 2月27日)

長与町議会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和6年 2月27日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委 員 長	竹 中 悟	副 委 員 長	堤 理 志
委 員	西 田 健	委 員	中 村 美 穂
委 員	金 子 恵	委 員	山 口 憲一郎

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	安 藤 克 彦	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	荒 木 秀 一	議事課長	福 本 美也子
係 長	江 口 美和子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	金 崎 良 一	総 務 部 長	青 田 浩 二
企画財政部長	村 田 ゆかり	建設産業部長	山 口 新 吾
住民福祉部長	宮 崎 伸 之	健康保険部長	森 川 寛 子
水 道 局 長	渡 部 守 史	会計管理者	田 中 一 之
教 育 次 長	山 本 昭 彦	総 務 課 長	荒 木 隆

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和6年第1回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時29分

閉会 10時50分

○委員長（竹中悟委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。

3月5日招集第1回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。それではまず令和6年度第1回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案について、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん改めましておはようございます。今日大変ご多用のところ第1回定例会に係ります議会運営委員会を開催をしていただきまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。早速でありますけれども、概要説明に移らせていただきたいと思っております。今回の定例会におきましては、報告が1件ございます。そして、議案28件を予定しているところでございます。提案内容につきまして、この後所管の部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（竹中悟委員）

それではまず総務部関係について。

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

皆さまおはようございます。それでは総務部所管についてご説明いたします。総務部所管は6件でございます。はじめに議案第3号長与・時津環境施設組合規約の変更についてでございます。本議案は、長与・時津環境施設組合の管理者および副管理者の任期に関し、規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。本議案につきましては、昨年12月定例会において議決を頂きましたが、施設組合から県知事への許可申請に当たり文言の修正と文章の統一化について指示があったとのことで、修正し改めて提出させていただくものです。次に、議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2表が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第5号長与町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、社会経済情勢および類似団体等の状況を鑑み、議員報酬の適正を期すため、長与町議會議員の報酬月額を改めるとともに、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、長与町における義務教育学

校制度をはじめとする新しい義務教育の在り方を検討していくために、附属機関として長与町あたらしい学校づくり検討委員会を新たに追加するものでございます。次に、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、先ほどご説明いたしました長与町あたらしい学校づくり検討委員会の委員長と委員を特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の別表に追加するものでございます。最後に、議案第30号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本議案は、任期満了に伴う長与町固定資産評価委員会委員1名の選任につきまして、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。以上で総務部所管のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（竹中悟委員）

次に、企画財政関係について。

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

皆さまおはようございます。企画財政部所管の提出議案につきましてご説明申し上げます。件数は2件です。議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）です。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,657万7,000円を増額し、補正後の予算の総額を158億4,056万5,000円とするものです。補正の主な内容といたしましては、令和5年度の各種事業の実績や決算見込みによる減額、また、西彼中央土地開発公社所有の用地購入費、公園施設長寿命化対策事業費などを計上いたしております。次に、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算です。当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ147億6,970万6,000円としております。本年4月に町長選挙が予定をされているため、いわゆる骨格予算として編成をしておりますが、令和5年度当初予算と比較をしますと金額では3億1,181万9,000円、率にして約2.2%の増額となっております。予算の内容につきまして、ここではごく一部となりますが、新規事業では、既に国の補助内示が付いております省エネ住宅の購入や太陽光発電設備等の設置に対する助成、また、情報システムの標準化、共通化事業に係る経費、幼児教育保育の質の向上と保育者の離職防止を図るため、県の独自事業としてスタートをする保育士等応援事業補助金などを計上しております。継続事業では、図書館等複合施設整備事業に係る設計業務や児童手当について所得制限を撤廃し支給対象を高校生まで拡充、第3子以降は増額とするなどさまざまな経費を計上いたしております。以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（竹中悟委員）

次に、住民福祉部関係について。

宮崎住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

皆様おはようございます。それでは住民福祉部所管につきまして、ご説明いたします。議案は1件でございます。議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。住民福祉部所管につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（竹中悟委員）

次に、健康保険部関係につきまして。

森川健康保険部長。

○健康保険部長（森川寛子君）

皆さまおはようございます。健康保険部では議案が11件でございます。まず、議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度から令和8年度までの第9期長与町介護保険事業計画に基づき介護保険料の改定と65歳以上の第1号被保険者の所得段階の区分変更を行う他、所要の改正を行うものです。続きまして議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。そして、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の4つの議案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。なお、議案第10号、11号につきましては、現行の条例がほぼ基準省令に沿った構造であるため一部改正という形で条文の整理を行っておりますが、議案第12号、13号につきましては、現行の条例が基準省令の構造とは異なる方法で制定をされていたことから、今回の省令改正に合わせて条例の全部改正により、現行条例の規定内容を整理させていただいております。次に、議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,731万2,000円を追加し、補正後の予算総額を43億5,072万2,000円とするものです。補正の主な内容としましては、療養給付費の増額と財政調整基金の積立金などを計上いたしております。次に議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ724万1,000円を追加し、補正後の予算総額を6億3,975万6,000円とするものです。補正の主な内容といたしましては、被保険者の増加による保険料の増額とそれに伴う後期高齢者広域連合への納付金を計上いたしております。次に、議案第21号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、規定の保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞ

れ9,000円を追加し、補正後の予算総額を31億3,617万4,000円とするものです。補正の主な内容といたしましては、介護給付費準備基金への積立金などを計上いたしております。それから議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算の総額を44億7,904万3,000円とするもので、令和5年度と比較して率にして約8.6%、金額にして3億5,460万5,000円の増となっております。次に、議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算の総額を7億3,071万4,000円とするもので、対前年度比約15.9%、1億46万6,000円の増となっております。最後に、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定の予算総額を32億966万4,000円とするもので、対前年度比約10.9%、金額にして3億1,665万7,000円の増、介護サービス事業勘定では、予算総額を2,798万8,000円とするもので、対前年度比で約0.7%、19万円の増となっております。以上11件、よろしくお願ひいたします。

○委員長（竹中悟委員）

森川健康保険部長にちょっとお尋ねをいたします。今回の議案では議案第12号ならびに13号につきましては、委員会付託を予定をしております。この中でも法令審の中から9号から13号というのは、法令審による上位法の基だと思うんですけど、この12条、第13条というのは非常にボリュームがあるというふうに話を聞いております。従いまして委員会の運営上、この質疑は別にして説明をどれぐらい12号と13号で説明時間がどれくらいかかるのかそれが分かりましたら、ある程度教えていただきたい。

森川健康保険部長。

○健康保険部長（森川寛子君）

説明自体につきましては、この省令が改正されたことについて主に説明をさせていただいて、全部改正というのがどうしても条文を整理するため今回させていただくということですので、1条ずつ説明ということは行いませんので、恐らくこの2本だけでしたら20分程度で説明はできるものと考えております。

○委員長（竹中悟委員）

ありがとうございました。審査の中で付託先のことがありますので、お尋ねをしました。それでは次に建設産業部関係について。

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。建設産業部では報告1件、議案5件を予定をいたしております。はじめに報告2、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき身体事故に伴う和解を行い、損害賠償の額を1万8,792円と定めることにつきまして、令和6年2月21日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。次に、

議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第15号長与町道路占用徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、嬉里・丸田地区計画の決定に伴い同地区整備計画において決定をした建築物の建築に関する制限事項を追加するとともに、併せて長与港地区計画の決定内容を反映し、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,056万3,000円を追加し、補正後の予算総額を14億6,138万円とするものでございます。最後に、議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、予算総額を14億7,590万円とし、事業の進捗を図っていくものでございまして、対前年度比約35.3%、3億8,508万3,000円の増となっております。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（竹中悟委員）

次に水道局関係について。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

皆さまおはようございます。水道局所管では、議案3件を上程しております。それではまず議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本議案は、長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算についてご説明いたします。当初予算の収益的収入及び支出の予定額として、収入7億9,162万5,000円。支出7億6,626万2,000円。そして、資本的収入及び支出の予定額として、収入1億6,202万9,000円、支出3億8,365万6,000円とするものです。最後に、議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算についてご説明いたします。当初予算の収益的収入及び支出の予定額として、収入9億7,294万7,000円。支出9億5,614万9,000円。そして、資本的収入及び支出の予定額として、収入5億3,992万7,000円。支出8億5,482万6,000円とするものです。以上、水道局所管3議案につきまして、ご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（竹中悟委員）

次に一般質問の通告ならびに請願、陳情につきまして説明をさせます。

荒木議会事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

一般質問につきましては通告者9名、質問件数20件となっております。通告者および質問項目は、お手元に配布のとおりでございます。請願はありません。陳情は1件あり、参考配布を予定しております。写しをお手元に配布しております。

○委員長（竹中悟委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

続いて委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務厚生常任委員会に付託するものは、議案第4号から議案第13号、議案第19号から議案第21号、議案第24号から議案第26号、産業文教常任委員会に付託するものは、議案第14号から議案第17号、議案第22号、議案第27号から議案第29号、議案第18号、議案第23号につきましては、総務常任委員会ならびに産業文教常任委員会に分割付託といたします。本会議即決につきましては、議案第3号、議案第30号、以上、委員会の付託先につきましては、ただ今のとおり決定をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして委員会の付託などにつきましては、ただ今のとおり決定をいたします。

続いて会期日程について説明をさせます。

荒木議会事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

会期につきましては、3月5日火曜日から3月22日金曜日までの18日間を予定しております。5日火曜日、議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項、議案上程、提案理由説明まで、その後、全員協議会となります。6日水曜日、7日木曜日、一般質問、8日金曜日、議案審議、質疑付託または即決。9日土曜日、10日日曜日、休会。11日月曜日から15日金曜日まで、付託案件審査、16日土曜日、17日日曜日、休会、18日月曜日、付託案件審査、19日火曜日、付託案件審査予備日、20日水曜日、休会、21日木曜日、付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ、22日金曜日、委員長報告、採決。以上でございます。

○委員長（竹中悟委員）

それではお諮りします。会期日程案につきましては、ただ今のとおり説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして第1回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。

皆さま方から何か他にございますか。

それではちょっと私どもの方から理事者の方にご報告を1件だけさせていただきます。実は今、私ども議会運営委員会では、最終日に追加議案を1つ予定をいたしております。しかしながらこの案件につきましては、全員協議会の皆さんのご承諾をいただく中で上程をするということでございますので、まだ未定でございます。内容につきましては、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例ということで、審査を今やっています。皆さん全議員からアンケートを頂きまして議会運営委員会で今精査をしておりますので、追加をする予定があるかもしれませんので、よろしくお願いします。それでは執行部の退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは前回のタブレットの件、それから議員報酬の件、これについての再確認を皆さん方にさせていただきたい。まずタブレット案につきましては、もう既に2月の13日の委員会で皆さん方にこの分について提出をするということで、今度全協でこれを差し上げて内容につきましては、小委員会の委員長であります堤委員に質問にお答えを頂くということに一応しております。それから長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例案、これについても提出をいたしますけど、これについてはやっぱりいろんな意見が出てくると思うんですね。可能性はあると思うんです。しかしなるべくもうこの分を私たちは審査をしたということで、皆さん方に議会運営委員会の決定を重視していただくというような形でお願いをしようかと思っております。そして、これが皆さんとの承諾を頂きましたら先ほど申し上げましたように最終日に一応追加議案としてこの条例を提案をすると、これは発委で行いたいとそういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。タブレットとこの議員報酬のことにつきましては、皆さんどうですか。もうこの間確認をしたつもりですけど、その後何かありましたら皆さん方のご意見を頂きたい。

前回、報酬については訂正をいたしましたね。その分の確認が新しいのがでておりますので、皆さん方に今お配りをしておりますので、よろしくお願いいたします。これについて事務局の方から説明を求めます。

荒木事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

それでは今お配りした該当が8ページというもの1枚ものA3になりますけど、このD、ABCのDの方のところで、先日ちょっと疑義が生じておりました。冒頭、病気やけがのなどによるということでの書き出しでございまして、実はこの後段に個人名、こういったものが書かれてありました。これをこのDの議員の方にご承諾を頂きまして、

全部削除という形で前段の部分のみを残すというような修正を行っております。あと軽微な字句の修正というのがありました。

○委員長（竹中悟委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

このタブレットと先ほどの長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例のこの2件につきましては、次の定例会の全員協議会で皆さんに提示をいたしまして皆さんにお諮りし、そして、特例につきましては、要は最終日に上程をするということで決定したいと思います。次に事務局の方から他の資料につきまして、説明をさせます。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

それではお手元に長与町議会議員の請負の状況の公表に関する規程案というのをお配りをさせていただいております。その前にA4のカラー刷りの横版、議員立法の概要ということでカラー刷りのA4の横の1枚のものを、これ総務省の資料になりますけれども、お配りをしております。この内容といいますのが、請負の関係の内容につきまして令和5年3月に地方自治法が改正になっております。内容というのが町と議員個人の請負についてということで、その内容が少し緩和をされたというものですございます。A4横のカラー刷りの資料をちょっと見ていただければと思うんですけども、左側が、①ということで請負禁止の範囲の明確化、緩和ということで、その改正の内容を概要を図にして示されております。上が改正前で下が改正後ということで、左側の上下を見ていただければと思います。改正前は、地方自治体と議員個人の間での請負、物品やサービスの提供をして金銭を受け取るというこのやりとり、請負につきましては、全面的な禁止となっていました。その中でなかなかその請負の課題としまして、請負の定義が地方自治法の条文上不明確であるとか、あとは個人による請負が金額の多寡にかかわらず禁止ということで、これが議員の成り手不足の原因になっているのではないかと、こういったところが課題として挙げられていたということで、自治法の改正がなされまして、改正後の内容といいうのが、まず請負の定義といいうのをしっかりと明確にしていると、内容につきましては米印でちょっと小さいですけれども、書いている内容ですね。具体的にこういった工事とか、作業とか役務とか、そういったところでの分ですということが明確に自治法の中でも示されたということと。もう1つが下のポツなんですけれども、議会の適正な運営を確保するという観点から政令で定める額、これが年間300万円というふうに示されております。この300万円の範囲内であれば議員個人による地方自治体に対する請負が可能となりましたと、今まで全面的禁止だったものが年間300万円

まではできますよというふうに自治法の改正がなされまして、これが令和5年3月1日に施行をされております。この中でこういった緩和がなされたということで、一方で議会における透明性の確保を図るということを各議会の方に対応が求められているという一面もございます。そういったところから全国町村議長会の方から透明性を確保する手段、手法として、条例とか規程とか、あとは申し合せ等などである程度透明性を図るようにすることが適当であるということが示されました。それを受けて今回この請負状況の公表に関する規程というものを作成案として、規程案としてちょっと示させていただいております。簡単に内容といたしましては、一定の期間に前年度に町との契約、請負のやりとりを行ったものを次年度の6月中に議長に対して各議員が報告をするという内容が一つ。それを受けて今度議長がそれを一般に公表をするということころ。この2点が主な内容かなというふうに考えております。そういった内容の主旨を全国町村議長会から示された案を基に、今回規程案というのを作成をさせていただいております。内容につきましては、以上になります。

○委員長（竹中悟委員）

今説明を頂きましたけど、これは該当する方が今現在のところはいらっしゃらないということですので、皆さんに今回の自治法の一部改正、法律について皆さんにご報告をさせていただくということになります。次に、局長他に何かありますか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

今回皆さんご存じのとおり町議選の補欠選がありますですね。これに対する臨時議会、そして内容についてまだ決定はいたしておりませんけど、事務局の方から説明をさせます。

荒木局長

○議会事務局長（荒木秀一君）

令和6年4月21日に長与町議会議員の選挙、再選挙で1名選出されることとなっております。これを受けまして議決すべき事項でありますとか、決定すべき事項というのがございまして、そのための臨時会というのを開く必要があるというふうに考えております。日程といたしましては4月26日金曜日で、いかがかなと現在は思っております。議決していただく案件といたしましては、現在の議席番号の変更、それから常任委員、これ今総務厚生常任委員会、広報広聴常任委員会というのは1名減という形にはなっておりませんので、昨年で言いますと今度新たに入った方をこの委員会の中に入っています。また併せて一人一役の中で民生委員推薦会、これも昨年話があったと思いますけども、現在副議長にこちらの方を行っていただいているけども、これをそのまま変えていいのかと、こういったとこ

ろの事前の整理が必要かと思ってます。あとは今話をした流れを3月定例会の全員協議会の中で、臨時会の日程と優越事項等々を本日この場で決まったことをお知らせをしておきまして、あとは4月22日、選挙の翌日に臨時会のための議会運営委員会を開いた中で日程議案等の決定を行う必要があると、その中で臨時会に入っていくという流れ、こういったことを説明したいと思っております。また22日は、先ほど申し上げました議案関係、これ執行部からも出てくる恐れもございます。これと会期の決定を実際に行うという流れになると思います。以上ご審議をいただきますようお願いいたします。

○委員長（竹中悟委員）

事務局の方から説明がありましたように、町議再選挙後の臨時会ということで今話がありました。まず1点目は、4月26日に一応臨時議会をするということ。それからこの方の扱いについての内容につきましては議席番号の変更、これは1番になります。それから常任委員会が今総務委員会総務厚生が1人欠員になっておりますので、ここに配属、そして、広報広聴委員会に配属ということになります。そして一人一役の中では今説明がありましたように、民生委員の推薦会、現在は副議長が兼務をしていただいておりますが、ここに一応充てるということで、前の議運の中でそういう話があつております。これについて皆さま方ご意見なり頂きたいと思いますけど、いかがでしょうか。このままでようございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議ありませんね。そしたら今申し上げたところで決定をいたしたいと思います。それでは臨時議会を4月26日、従いまして、議会運営委員会を4日前の22日ということで決定をさせていただきたいと思います。以上ご承諾いただけますね。

（「異議なし」の声あり）

ご承諾いただいたと思います。ほかに事務局の方からありますか。

それでは研修計画を事務局より説明をさせます。

江口係長。

○係長（江口美和子君）

では今お手元に1枚紙の資料をお配りしておりますけれども、例年どおりの計画になっております。裏面には全国研修、滋賀のJIAM、そして千葉のJAMPの分を載せております。滋賀の国際文化アカデミーJIAMにて4月に実施される研修につきましては、締切日が3月15日となっておりますので、事務局にお早めにご連絡ください。そして、千葉の市町村アカデミーJAMPの分につきましては、1年分の申し込み期限が今の時点ではっきりと記載しておりますように決められておりますので、どうぞご注意ください。この計画を議会運営委員会の方でご承認をいただきましたら全員協議会にて他の議員の皆様にもご案内をいたしますので、どうぞご確認のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（竹中悟委員）

ありがとうございました。この研修計画につきましては、以上のとおりでございます。今報告をいたしましたことにつきまして皆さま方のご同意をいただきたいということでございますけど、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、今の報告に対しての承認を頂いたということになります。よろしくお願ひいたします。次に、委員会の研修につきましてを審査をいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（竹中悟委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今度の研修につきましてをお諮りをしたいと思います。今回の研修につきましては、1つ目に議員報酬の件、それから議員定数の件、そして、タブレット導入の件、それから先ほど議長の方から諮問いただきましたハラスメントの件、この4つを中心に、それと議会運営についての一般的な取り組みについて、この5点について調査をするということにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それと場所と時間につきましては、帯広を中心とした芽室町、音更町、それから帯広市、それから鹿追町を中心に事務局の方で一応当たっていただくということにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

次に日程につきましては5月13日の週、この月曜から金曜の5日間、この中で決定をさせていただきたいと思いますけど、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。以上研修につきましては事務局の方にお願いをして一応依頼をしていただきまして、先ほど休憩中に副委員長から発言がありましたように、委員長と議長とそれから事務局の方に内容については、一任いただけるということでご了承いただいてようございますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのようにはからせていただきます。

他に何か皆さんの方からご意見ございますか。ないようですね。

これで議会運営会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 10時50分)